

令和5年度第2回

**県市町村GX推進会議
実務者会議**

令和5年9月26日（火）

テーマと方向性

- GX推進会議での議論を実行に移す場

脱炭素時代の
自治体の新常識

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- 可能な限り全ての市町村で策定
- 策定に向けた課題をどう解決するか（効果的な手法は何か）
- 先行市町の経験を踏まえた助言、国・県による支援の活用

重点対策加速化事業

- 脱炭素に向けた施策を実行するため、最大15億円を活用
- 解決したい地域課題は何か（暮らしの質の向上、地域の成長）
- 先行市町の経験を踏まえた助言、国・県による支援の活用

再エネ立地企業とのコミュニケーション

- 地域裨益・地域共生型再エネ導入のために効果的な手法は何か

実務者会議の流れ



地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定

前回の振り返り

専門知識

- ・ 外部専門人材の活用（地方創生人材支援制度等）
- ・ 任期付職員の採用

人員

- ・ 担当部署の設置、関係部署の連携・役割分担
- ・ 複数市町村による共同策定

策定財源

- ・ 国の補助（計画策定支援）
- ・ 県の補助（計画策定支援）

ノウハウ

- ・ 区域施策編マニュアルの活用
- ・ 県、先行市町の事例の活用

施策財源

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ 脱炭素化推進事業債
- ・ 重点対策加速化事業（間接補助は市町村負担なし）

施策検討

- ・ 脱炭素で地域課題を解決
 - ・ 脱炭素予算は今がチャンス
- 脱炭素をテーマ
に地方創生

外部専門人材の活用

国の制度を活用して計画策定に携わっていただくことも

地方創生人材支援制度

- 令和6年度の受入希望は10月下旬〆切
- 報酬は原則、市町村が負担

リストに区域施策編策定業務受託実績のある企業も含まれている

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

- 企業から地方公共団体に人材を派遣
- 派遣人材の人件費をふるさと納税として寄附

地域力創造アドバイザー制度

- 地域人材ネットから外部専門家を招へい
- 特別交付税措置あり

地域活性化起業人

- 県内でも観光、デジタル化など活用事例あり
(R4年度は4市6町1村で15名)
- 特別交付税措置あり

他県では区域施策編策定に係る業務に従事した事例あり

人材面からの脱炭素支援

- 市町村の課題に対応した専門家を紹介
- 外部専門家を招聘する際の費用の1/2を補助

脱炭素まちづくりアドバイザー制度

- 7/18受付終了⇒8～9月派遣先決定
- 旅費、謝金は事務局が負担

脱炭素に特化した制度

国や県に期待する支援策

計画策定に向けて、国や県に期待する支援策について、
市町村からの意見をいただきたい。

《参考》令和5年度に実施した主な支援策

国

- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)
- 各種人材支援制度 (地方創生人材支援制度 等)
- 各種ツール、マニュアルの提供

県

- 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助
- 個別相談・照会への対応

重点对策加速化事業

前回の振り返り

計画作成

- ・ 先行市町村の事例の活用
(地域課題とマッチする取組)

事業検討

- ・ 脱炭素で解決したい地域課題の抽出
- ・ 市町村としての率先行動と間接補助とのバランス

連携体制

- ・ あらゆる政策を脱炭素化に向けてシフト
- ・ 企画・財政部門との連携

自主財源

- ・ 間接補助に優先活用
- ・ 直接事業は脱炭素化推進事業債等の活用との比較

交付事務

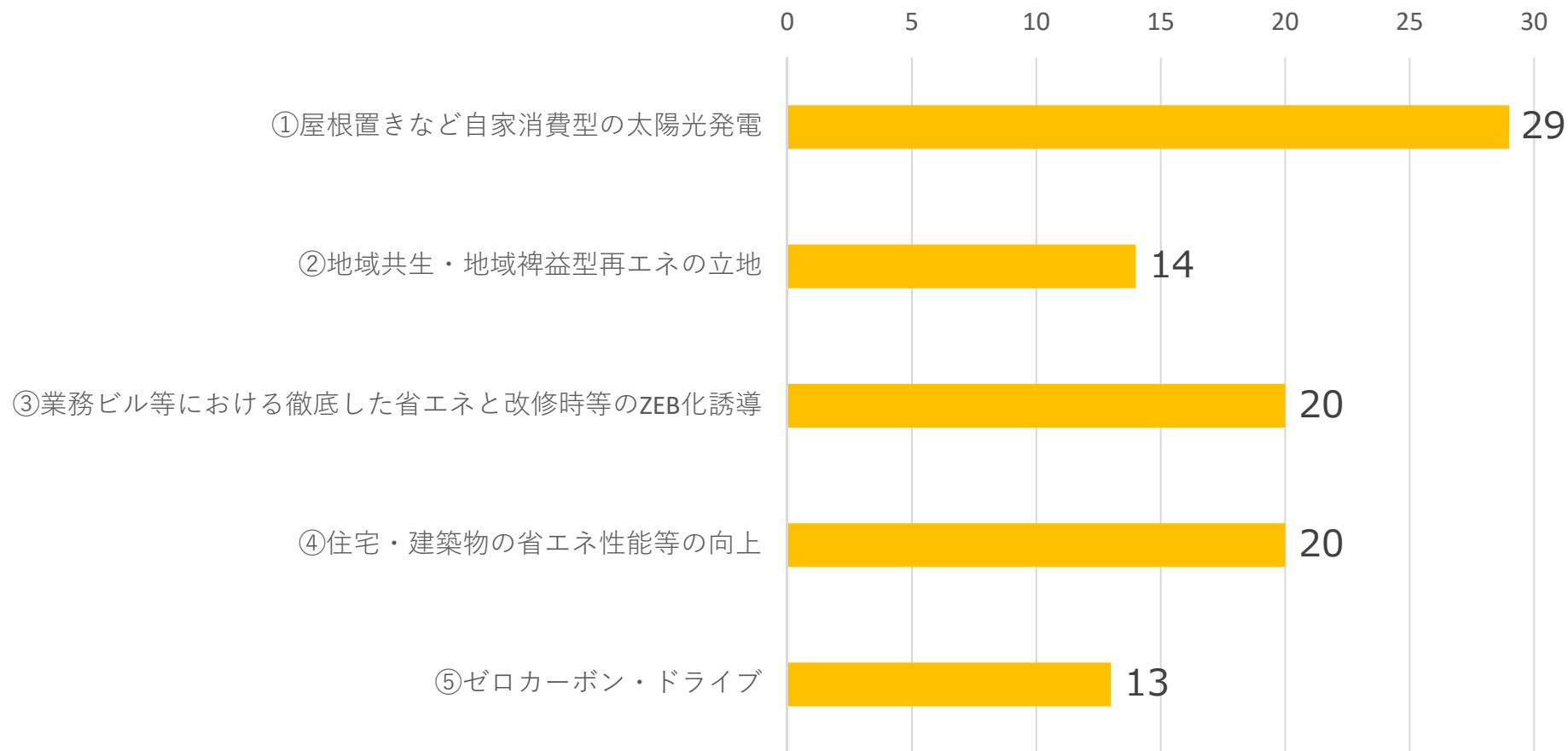
- ・ 会計年度任用職員の採用
(事務費も交付金の対象)

事業要件

- ・ 再エネ導入量は直接・間接事業を問わない。

先行自治体の事例

交付金メニューごとの活用自治体数



出典：環境省WEBサイトに掲載されている各自治体の事業計画から岩手県が集計
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

先行自治体の事例

- 先行自治体の計画概要、計画書は公開されている

鳥根県美郷町：農山村の特性を活かした脱炭素先進モデル『カーボンネガティブ・タウン構想』の実現



事業計画の特徴

- 一般家庭及び事業所へ太陽光発電設備に加え蓄電池・EVを普及させることで、**民生部門及び運輸部門に係る温室効果ガスの排出削減**と併せて、**電気料金及び燃料費の削減による地域外支出の削減**を図る
- 停電を伴う大規模災害等が発生した場合、一般家庭においては**太陽光とEVや蓄電池による自立電源の確保で家庭での生活を継続**できる
- 主要の避難所等には**防災拠点整備事業**で整備した自立分散電源を活用し、自立電源の整備が出来ていない避難所等には**EV（公用車・事業所車両・防災協定の一般車）から外部給電器で取り出した電気を非常電源として活用**する

事業計画の概要

取組	規模
一般家庭向け太陽光発電導入	・ 210カ所 ・ 1,260kW
一般家庭向け蓄電池導入	・ 210カ所
一般家庭向けEV車導入	・ 75台
一般家庭向け充電設備導入	・ 75カ所
事業者向け太陽光発電導入	・ 15カ所 ・ 450kW
事業者向け蓄電池導入	・ 15カ所
事業者向けEV車導入	・ 20台
事業者向けEV充電設備導入	・ 15カ所 ・ 10カ所
ソーラーシェアリング	・ 500kW
一般家庭向け太陽熱利用設備導入	・ 30カ所
一般家庭向けバイオマス熱利用設備導入	・ 30カ所
一般家庭向け高効率空調更新	・ 10カ所
一般家庭向け高効率照明更新	・ 20カ所
一般家庭向け断熱改修	・ 5カ所
事業者向け高効率空調更新	・ 10カ所
事業者向け高効率照明更新	・ 20カ所
町内滞在者向けカーシェアリング事業	・ 5台
高速充電設備設置	・ 3台
低速充電設備設置	・ 5台

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
2,210kW	26,551 t-CO2	15億円	5億円	令和4年度 ～ 令和8年度

取組のイメージ



別添様式2

内示日：令和4年5月30日

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	鳥根県 美郷町
計画の名称	農山村の特性を活かした脱炭素先進モデル『カーボンネガティブ・タウン構想』の実現
計画期間	令和4年度～令和8年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

（1）目指す地域脱炭素の姿

美郷町では「防災拠点整備事業」で後援庁舎を含む公共施設・避難所の脱炭素・レジリエンスの強化の実施、新エネルギー導入促進、電気自動車普及・災害協定促進などの様々な温暖化対策と防災対策の取組を先行して実施した。また、「美郷町新エネルギー設備導入促進事業」や「電気自動車普及促進・災害時活用促進事業」「ドローン防除導入」など、民生部門で太陽光の普及のみならず、再エネ設備の利活用・脱炭素型農業の住民普及の基礎は既にできている。

行政部門では既に脱炭素の取組が出来ていることから、今後は改善余地の大きい「産業部門（農林業）」（民生（家庭）部門）「運輸部門」の取組に注力し、農山村の特性を活かした取組、民間企業の持つ技術・ノウハウを活用した最新の取組を行い、美郷町全体で2030年の4.6%以上のCO2排出削減達成を目指す。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

【事務事業編】

2019年1月に「美郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し基準年2013年の排出量227.6、2t-CO2に対し、2030年の削減目標は2013年比3.8、6%削減の排出量139.8、7t-CO2とした。

目標達成のために公共施設のうちCO2排出源の大半を占める電力消費で、節電や省エネ設備を導入し、電力消費量を削減させる。また、冬季の電力量上昇の原因となる暖房設備は、ベレットストーブの導入で消費電力の削減することを目指した。

2020年の排出量実績は164.4、46t-CO2（2013年比27.75%削減）であり、策定時の2020年時点の削減目標である20%を大きく上回る27.8%の削減を達成した。また、防災拠点整備事業により2021年に10施設へ合計約570kWの太陽光発電設備を導入。これにより、2021年度以降の排出量は更なる削減が望める。また、町有林の森林整備計画により整備されている山林は52.2haあり、現時点では既に排出量を上回る回収量が見込め、行政施設での脱炭素排出実質ゼロは達成している。

このことから、2022年度の計画見直し・改定に合わせ、「CO2排出実質ゼロ」から、更に削減の余地が残る164.4t-CO2部分を再生可能エネルギーの導入や、省エネ設備の更なる普及で削減させるとともに、随時一般公用車のEV車化を促進し行政施設全体で更なる排出量を削減するよう改定を図る。

【区域施策編】

2019年の「美郷町地球温暖化対策実行計画」の、2022年の見直し・改定に併せて「区域施策編」を作成する。

具体的には2013年40、403tあったCO2排出量について、「農山村地」にある広い農地のポテンシャルを活用し、ソーラーシェアリングの導入などで重点的に再生可能エネルギーの導入。また、電動農機具や一般家庭などの省エネ設備の導入促進等を行い、2030年にCO2排出量を2013年比4.6%以上削減の約22、000tとし、2050年民生部門も含めたカーボンネガティブを達成させる。

事務事業編同様4年後の2026年を短期目標・見直し改定期間とし、屋根置き太陽光の普及や新電力の再エネ100%電力の供給などにより、町内の消費電力に対する再生可能エネルギーの消費量を30%以上とする。

更に普及を継続・加速させ、2030年には消費電力に対する再生可能エネルギー消費量を60%以上とさせるとともに、農林業の農機具電動化や運輸部門のEV普及などによるCO2の排出量削減と併せて美郷町全体で4.6%以上の削減目標とする。

先行自治体の事例

先行自治体の例

- 地域の**特色**を脱炭素の視点で**活用**
- 地域の**課題**を脱炭素の視点で**解決**

市域面積の**4分の3**を占める**森林**の循環利用を促進する観点から、**木質バイオマス発電**の利用を活性化し、災害時等には近隣地域へ優先的に電力供給

既存庁舎、子育て交流センター、**エネルギー消費量が多い温泉施設**等での**ZEB Ready化**

町の特産物であるキノコ工場（**電力消費量が多い**）を中心とした**再生発電設備**の導入

電動ゴミ収集車を導入し、CO2排出削減について行政が模範を示し、**市民の環境意識**の高揚を促す

皆さんの市町村の**特色**、**課題**は何ですか？
脱炭素の視点で**活用**、**解決**できませんか？

交付金の活用事業の検討（例）

事業の検討においては、

- ① 地域課題の解決
- ② 地域特性の活用の観点から

既存事業の見直しも含めて検討することが有用

《参考》県の場合

①地域課題

- ・ 中小企業の脱炭素化
- ・ EV普及の遅れ
- ・ エネルギー代金の流出

②地域特性

- ・ 家庭分野は暖房と電力消費が多い
- ・ 自動車由来の温室効果ガスが多い
- ・ 災害等へのレジリエンス向上

③R5年度の主な事業

	産業分野	住宅分野	公共施設
県	<ul style="list-style-type: none">・ <u>太陽光発電設備の補助</u>・ <u>太陽光・EV等セット補助</u>・ <u>省エネ設備の補助（空調、給湯、照明、換気）</u>・ 水素ステーション、FCV補助・ EVバス、タクシー補助	<ul style="list-style-type: none">・ 県産木材を使った新築・リフォーム補助に省エネ基準で上乘せ補助・ 省エネ改修補助	<ul style="list-style-type: none">・ <u>県立学校へのLED導入</u>・ <u>庁舎へのLED導入</u>・ <u>バイオマス熱利用設備の導入</u> <p>下線は重点対策加速化事業</p>

再エネ立地企業との コミュニケーション

地域裨益型の再エネ

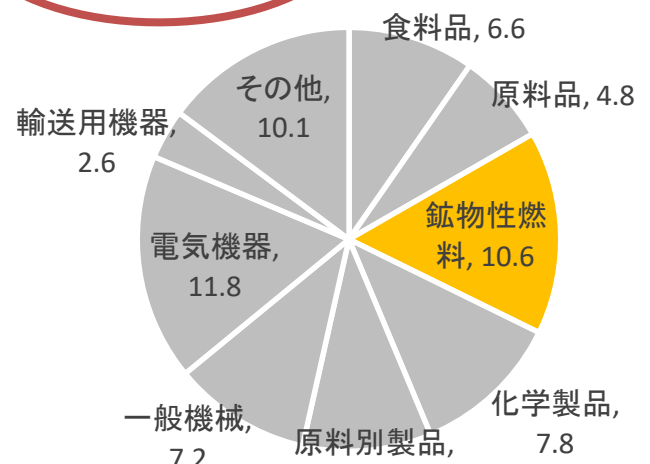
- 地域裨益型の再エネとは、一言で言えば、**再エネ事業の収益が地域にとどまる**ことです。
- 地域における投資で収益が出て、**地域の中で所得として回していく**ことが一番の根幹です。
- 具体的には、例えば、地域の未利用スペースの有効活用、地銀の出資、地元企業の施工、一次産業との組み合わせ、災害時の優先的な電力供給、といった方法が考えられます。



環境省
地域脱炭素政策調整官補佐
飯野 暁氏

月刊事業構想2022年1月号「トークセッション 地域裨益型再エネで脱炭素を実現する秘策」より

地域の再生可能エネルギーの活用は地域経済にプラス



貿易統計 主要商品別輸入 (2020年分、兆円)

再生可能
エネルギー導入



エネルギー提供



収入

- 地域の雇用・資本
- 利益の社会的投資
- 熱等の副産物、地域内未利用資源の活用
- 地域事業者による施設整備・維持管理

地域裨益形
再エネ事業

**地域に裨益する形での
再生可能エネルギー導入による
地域経済の改善、エネルギーの自給**

収益が地域に留まる仕組み

自治体主導の仕組み

- ① 条例、ガイドライン等に地元協調策や協定書記載事項を規定
 - 売電収益の一部の提供
 - 関連工事等の地元発注
 - 地域新電力と連携したエネルギーの地産地消 など

- ② 農山漁村再エネ法の基本計画や温対法の実行計画で取組を規定
 - 自然環境の保全、配慮すべき事項
 - 農林漁業の健全な発展に資する取組⇒収益の一部の提供 等
 - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

事業者判断による地域貢献

- 地元雇用
- 発電所見学会、出前授業による住民理解促進
- 地域活動への参画
- EV寄贈

先行市町村の事例

- 自治体独自のガイドライン等
 - 宮古市
宮古市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン
 - 久慈市
地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン
- 農山漁村再エネ法に基づく計画
 - 軽米町
 - 盛岡市
 - 住田町

ガイドライン記載項目の例

- 宮古市、久慈市のガイドラインから記載項目を抜粋
- 地域裨益のキーワード

地域課題の解決

- 収益の一部を提供
- 市の施策への協力

地元企業の参画

- 関連工事等の地元発注
- 地元からの出資機会
- 人材育成

環境保全

- 自然環境との調和
- 生活環境との調和
- 文化財等の保護

安全の確保

- 災害防止
- 安全対策

エネルギー供給

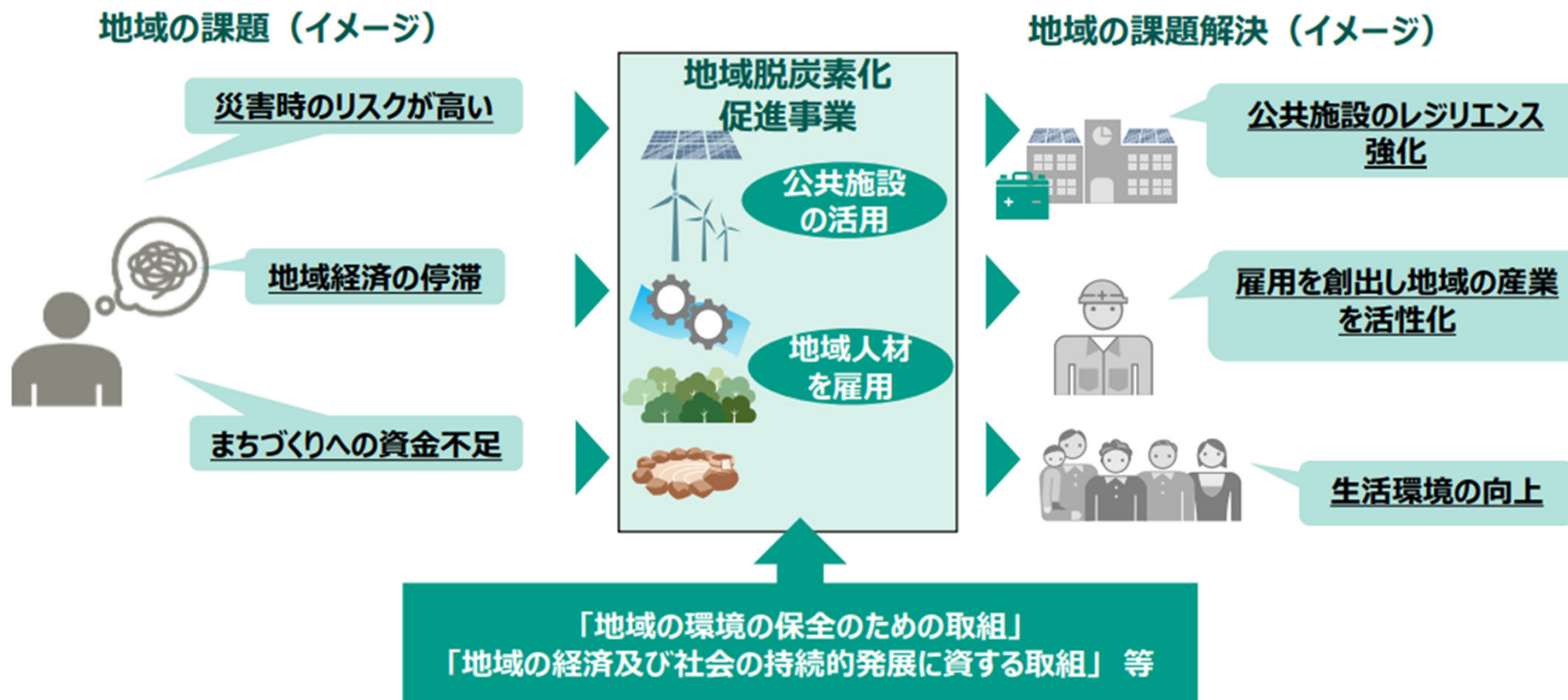
- 地域新電力と連携したエネルギーの地産地消
- 災害時の電力供給

その他

- 地域活動への協力
- 教育・観光に資するPR施設
- 作業用通路の共用

地域脱炭素化促進事業のイメージ

地域裨益と適地誘導の方法としての
温対法に基づく地域脱炭素化促進事業



地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）より

地域脱炭素化促進事業制度

制度全体のイメージ



市町村が、住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- 再エネ事業に関する**促進区域**や、
- 再エネ事業に求める
 - ・地域の**環境保全**のための取組
 - ・地域の**経済・社会の発展**に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

事業者は、

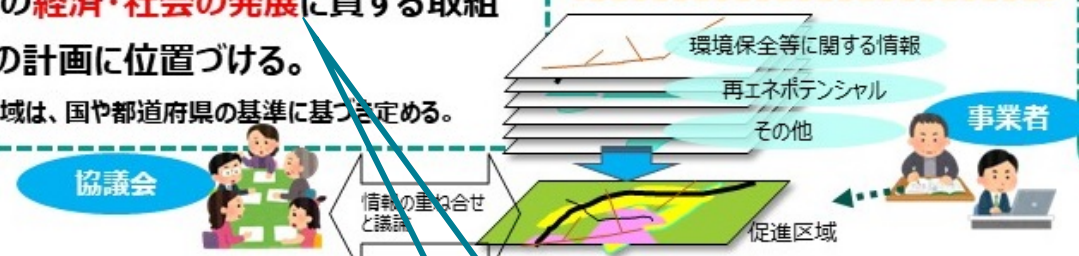
- **協議会**における合意形成を図りつつ、
- **市町村の計画に適合**するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画**を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に係る関係法令の許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを地域自らが議論。

事業の予見可能性が向上。協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。



地域脱炭素化促進事業の構成

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光 風力
中小水力 地熱
バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱
バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。
※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの
地域供給

EV充電施設の整備

環境教育
プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全 のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の 持続的発展に資する取組

【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

岩手県における促進区域の基準

- ・ 促進区域に含めることが適切でないとする区域
対象施設：太陽光発電、風力発電

分類	区域名	分類	区域名	
土地の安定性への影響	砂防指定地	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園の第2種特別地域 第3種特別地域	
	地すべり防止区域		県立自然公園の第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	
	急傾斜地崩壊危険区域			風致地区
	保安林			伝統的建造物群保存地区
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区		文化的景観	
	県指定鳥獣保護区		史跡名勝天然記念物	
	生息地等保護区		県指定史跡名勝天然記念物	
	カモシカ保護地区		市町村指定史跡名勝天然記念物	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区			
地域を特徴づける生態系への影響	自然環境保全地域 特別地区			

岩手県における促進区域の基準

- ・ 促進区域に含めることが適切でないとする区域

分類	区域名
その他県が必要と判断するもの	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域
	土砂災害特別警戒区域
	山地災害危険地区
	土砂災害危険箇所
	河川区域
	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯
	海岸保全区域
	農用地区域内の農地
	甲種農地
	第1種農地※

※太陽光発電のみ対象

岩手県における促進区域の基準

- 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等（一部）

促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	促進区域を定めるに当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設けること等の防音対策を講じること。
水野濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の様況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS いわての水道概況 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 重要な地形・地質の分布 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県自然環境保全指針 	<p>（促進区域に当該区域を含む場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県自然環境保全指針において該当するA～Eの区分による保全方向の配慮を行うこと。

促進区域設定の4類型

- ・ 促進区域の主な設定方法としては、4類型が想定されている

類型	具体的な内容
①広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
②地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
③公有地・公共施設活用品	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
④事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

- ・ 既に策定している他県自治体の多くは②③

(各自治体の実行計画から岩手県が集計)

促進区域の設定状況（令和5年7月時点）



■ 令和5年7月時点で、**12市町村が促進区域を設定**。各市町村の促進区域は以下のとおり。

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根 ・産業団地
- ・町が所有する土地 ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区(営農を営むために必要とするものを除く。)、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根 ・公共用地

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上 ・住宅以外の建物の屋根上

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部 ・島しょ部地域の一部
- ・市が所有する土地（未利用地）

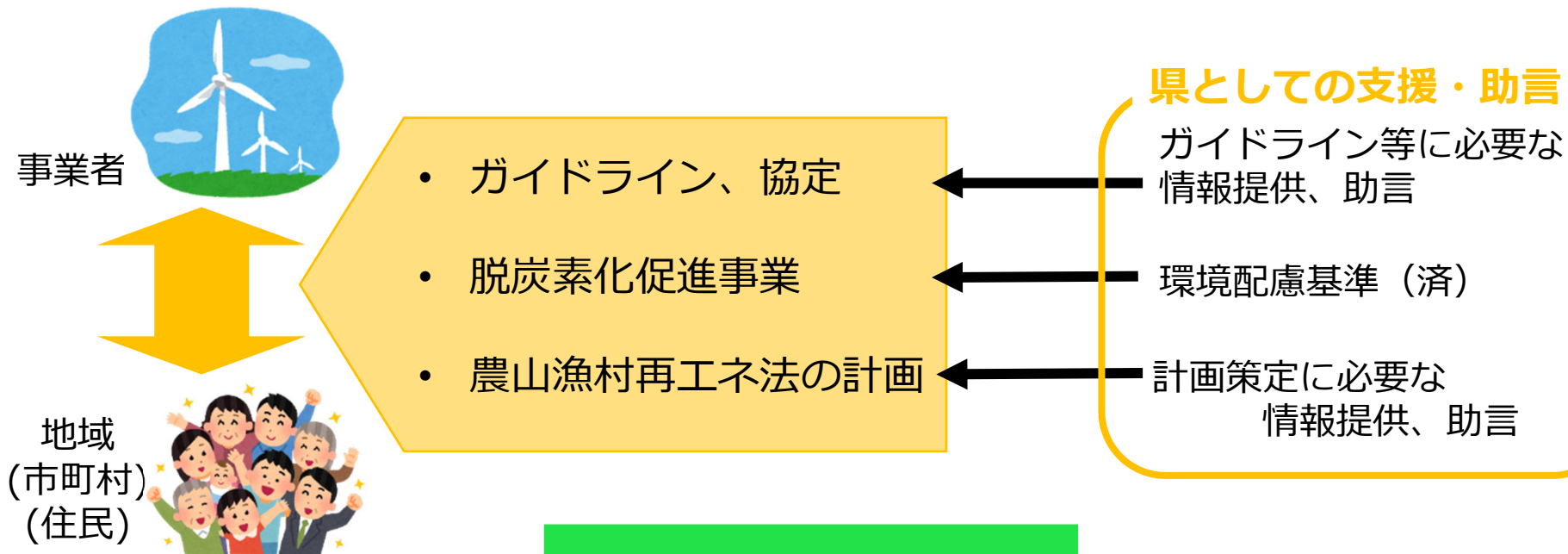
徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根 ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

富山県富山市（太陽光）

- ・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

地域裨益のための効果的手法の検討



地域に裨益する再エネ (収益が地域に留まる再エネ)

- 適地への誘導
- 地元雇用の創出
- レジリエンス強化
- 再エネ地産地消
- 環境保全の取組
- 地域経済、社会の持続的発展に資する取組

參考資料

地方公共団体実行計画の策定等に資する人材支援制度

民間専門人材等の派遣

地方創生人材支援制度【内閣府】

※グリーン専門人材分野が新設

企業版ふるさと納税(人材派遣型)【内閣府】

※派遣人材の人件費をふるさと納税として寄附

地域力創造アドバイザー制度【総務省】

※特別交付税措置有

地域活性化起業人【総務省】

※特別交付税措置有

人材面からの地域脱炭素支援【総務省】

※専門家招へい費用の1/2補助

脱炭素まちづくりアドバイザー制度【環境省】

※専門家招へい経費は全額事務局で直接執行

- ◆ 民間企業等の専門人材を地方公共団体に派遣、紹介する制度を各省庁で用意
- ◆ 地方公共団体は、専門人材の受け入れに要した費用について特別交付税措置や補助金を受けること等ができるほか、実質的には人件費ゼロで人材を受け入れることができる制度もある。

地方公共団体職員の人材育成



自治大学校での脱炭素研修【総務省】

- ◆ 地方公共団体職員に対して、地域脱炭素施策の検討・立案に関する研修を実施する

地域人材の育成



地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成事業【環境省】

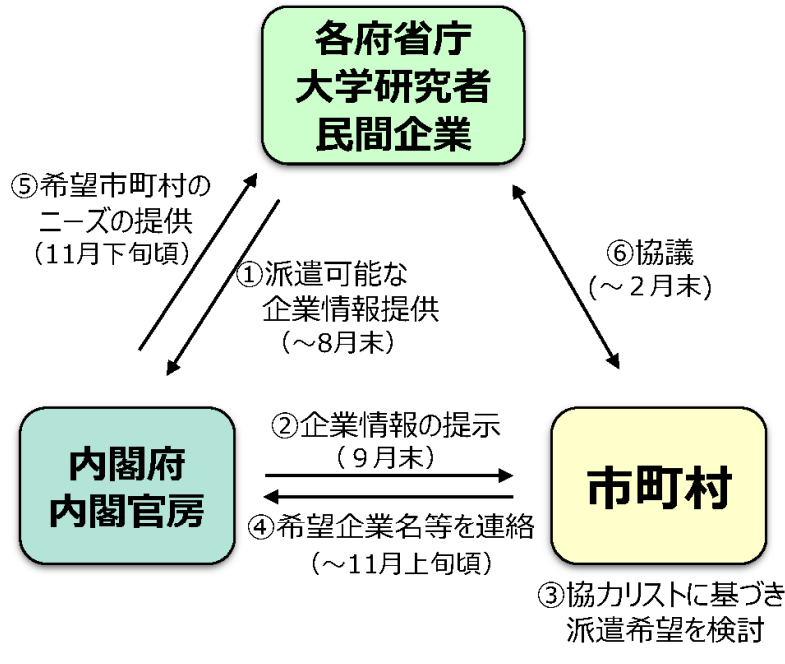
- ◆ 再エネ導入主体となる地域のリーダーやコーディネーター、専門人材などの育成を行う

地方創生人材支援制度 制度概要

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、**意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材**を**市町村長の補佐役**として派遣
- 市町村からの派遣受入の希望申請に基づき、**各府省庁、大学、民間企業と市町村とのマッチングの支援**を実施
- 派遣前に地方創生施策についての**研修会を実施**するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する**報告会・情報交換会を開催**し、**派遣者間のネットワーク構築をサポート**

【施策のイメージ】

〔デジタル専門人材・グリーン専門人材（令和4年度より）も当制度のスキームにて派遣〕



※ 市町村は都道府県経由で申請（締切は都道府県毎に設定）
 ※ 大学、民間人材は、協力情報リストにて募集開始時に市町村に共有

市町村先	国家公務員 …原則人口10万人以下 大学研究者 …指定都市除く市町村 民間専門人材 …指定都市除く市町村
職種	・常勤職員 …副市町村長、地方創生監など ・非常勤職員…顧問、地方創生アドバイザーなど
派遣期間	・国家公務員（常勤職） …原則2年間 ・大学研究者、民間専門人材：原則半年～2年間
報酬等	原則 市町村が負担 ※派遣先市町村と派遣元企業との協議にて決定 （総務省の「地域活性化起業人」とも併用可）
バックアップ	・派遣前に地方創生施策に関する研修会を実施。 ・年に数回、派遣者の取組や派遣先での課題を共有する報告会・情報交換会を開催。

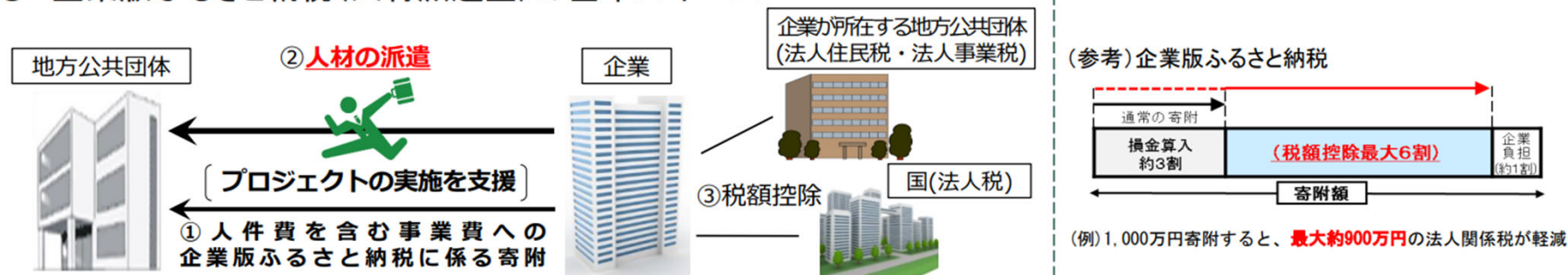


平成27年度	69市町村 69名
・国家公務員	42市町村 42名
・大学研究者	15市町村 15名
・民間人材	12市町村 12名
平成28年度	58市町村 58名
・国家公務員	42市町村 42名
・大学研究者	3市町村 3名
・民間人材	13市町村 13名
平成29年度	55市町村 55名
・国家公務員	44市町村 44名
・大学研究者	2市町村 2名
・民間人材	9市町村 9名
平成30年度	42市町村 42名
・国家公務員	39市町村 39名
・大学研究者	1市町村 1名
・民間人材	2市町村 2名
令和元年度	33市町村 34名
・国家公務員	23市町村 23名
・大学研究者	3市町村 4名
・民間人材	7市町村 7名
令和2年度	46市町村 57名
・国家公務員	20市町村 20名
・大学研究者	2市町村 2名
・民間人材	26市町村 35名
令和3年度	78市町村 88名
・国家公務員	21市町村 21名
・大学研究者	2市町村 2名
・民間人材	55市町村 65名
令和4年度	81市町村 104名
・国家公務員	16市町村 16名
・大学研究者	3市町村 3名
・民間人材	63市町村 85名

326市町村延べ507名を派遣
 （令和4年7月現在）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

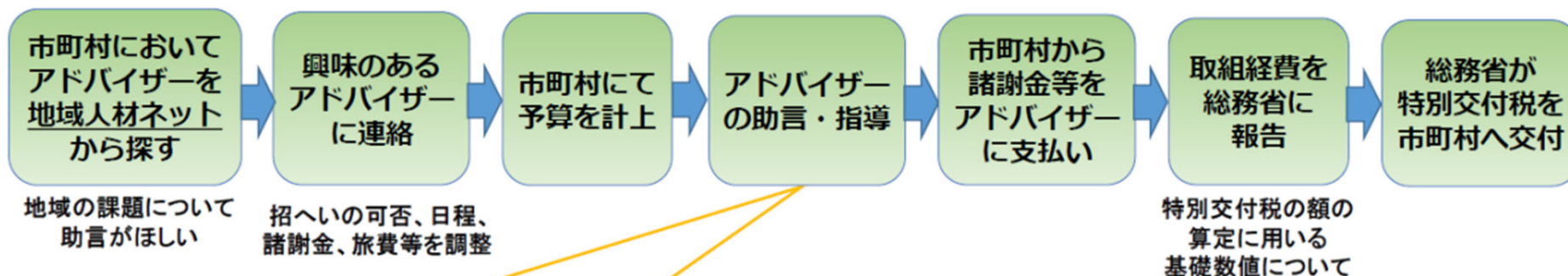
- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

など

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



新潟県胎内市

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



財政措置

○対象市町村：

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立権に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

○財政措置の内容：

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいて、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
- ◇ 民間専門家等活用（5,600千円／年）
- ◇ 先進自治体職員（組織）活用（2,400千円／年）

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

※R5.4.1現在

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域製品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

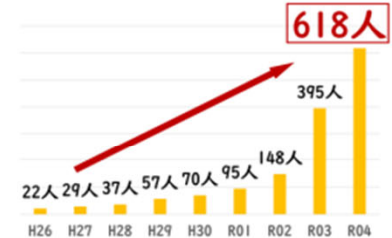
特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体
（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

地域活性化起業人の推移



期間

6か月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

（協定締結）

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

人材面からの地域脱炭素支援

R5予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
 - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
 - ※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)	(外部専門家)
エネルギー事業の運営	⇒ 地域エネルギー会社の社員
再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法	⇒ 学識経験者
事業経営や資金調達	⇒ 金融機関社員
地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

脱炭素まちづくりアドバイザー制度

脱炭素地域づくり
支援サイト



本文へ

音声読み上げ・文字拡大

サイトマップ

よくあるご質問

Google 提供



地域脱炭素とは



はじめかた



脱炭素先行地域



交付金



支援メニュー等



取組事例



連携企業



お問い合わせ



脱炭素地域づくり支援サイト

環境省 > 政策 > 政策分野一覧 > 地域脱炭素 > 脱炭素地域づくり支援サイト > 地域脱炭素連携企業



自治体向け 脱炭素まちづくりアドバイザー

脱炭素による地域づくり（地域脱炭素）は、地域人材が主体性をもって、地域に裨益する事業スキームを自ら考え、実行することが不可欠です。環境省では、地域脱炭素に取り組む地域を応援するために、地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを自治体に派遣します。

【脱炭素まちづくりアドバイザー制度の特徴】

- ・自治体の課題意識を聞き取り、効果的なアドバイスを提供。

公募説明会及びアドバイザー派遣の受付は以下の脱炭素まちづくりアドバイザー特設サイトからご確認ください。

<https://local-re-jinzai.env.go.jp/advisor/> □

脱炭素まちづくりアドバイザー制度

脱炭素まちづくりアドバイザー制度とは？

脱炭素による地域づくり（地域脱炭素）は、地域人材が主体性をもって、地域に利益をもたらす事業スキームを自ら考え、実行することが不可欠です。環境省では、地域脱炭素に取り組む地域を応援するために、地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（以下、アドバイザー）を地方公共団体に派遣します。

その地域の人材が主体性を発揮して、地域脱炭素の取り組みを前進できるよう、各分野に専門性のあるアドバイザーが助言等を行います。

スポット型派遣とは？



スポット（単発）でのアドバイスをを行います。
・ 1泊2日程度の現地訪問および事前／事後のオンライン面談

伴走型派遣とは？



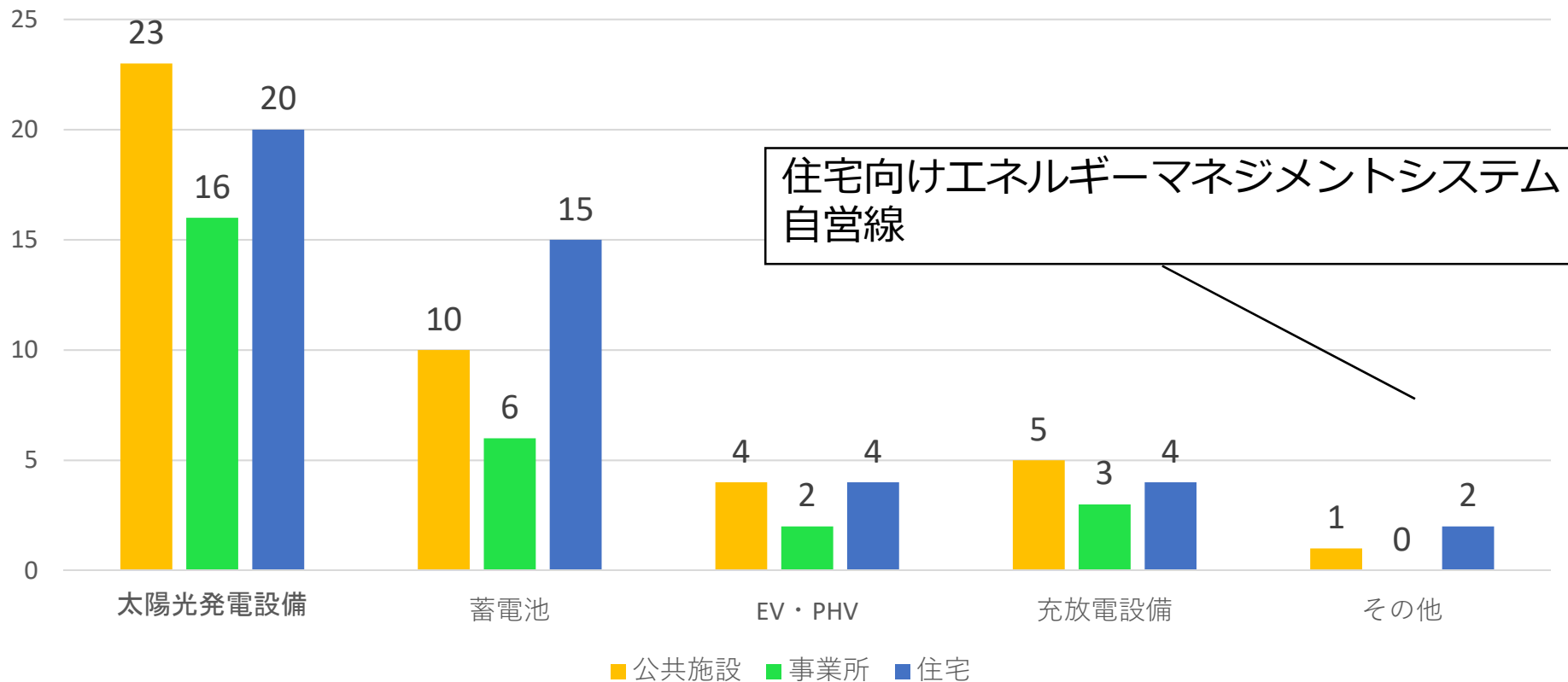
約半年間にわたり伴走しながらアドバイスをします。
・ オンライン面談によるアドバイス（月1回程度）
・ 1泊2日程度の現地訪問（2回程度）

その他の派遣形式について

・ スポット型、伴走型に当てはまらない派遣形式を希望することも可能です。（応募専用フォームの様式に従いお申込みください）

重点対策加速化事業：先行自治体の事例

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

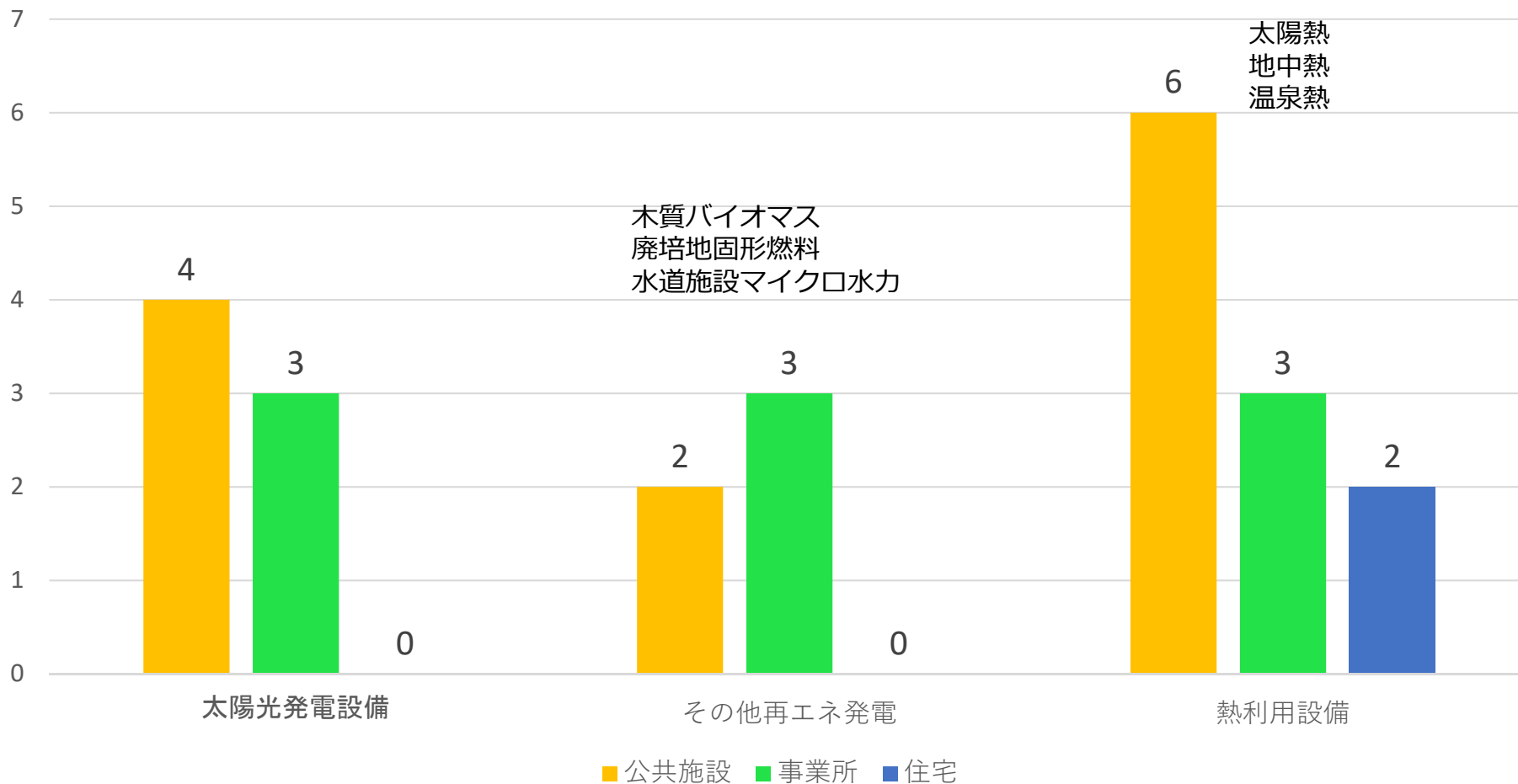


- 全ての先行自治体がこのメニューを活用
- 太陽光発電の付帯設備として、蓄電池やEVを活用するパターンも

出典：環境省WEBサイトに掲載されている各自治体の事業計画から岩手県が集計
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

重点対策加速化事業：先行自治体の事例

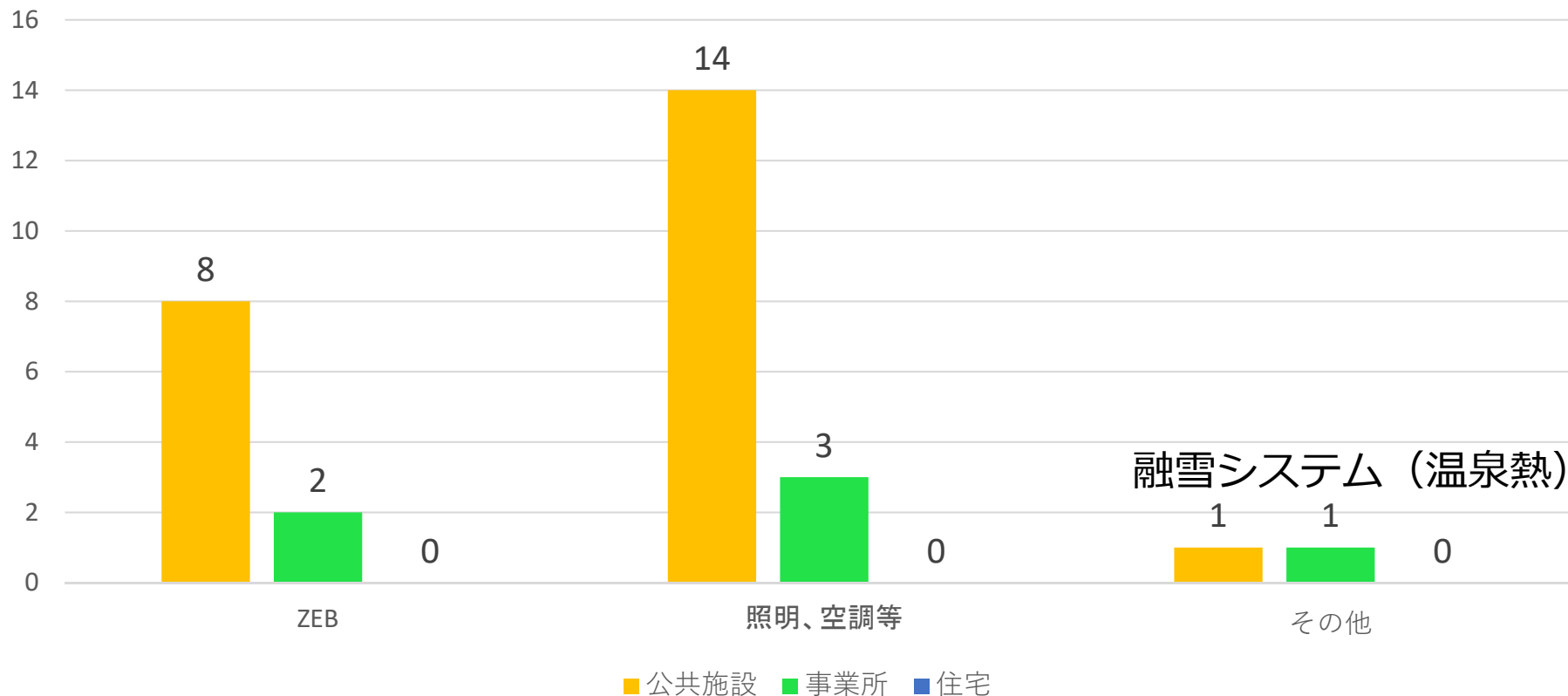
②地域共生・地域裨益型再エネの立地



出典：環境省WEBサイトに掲載されている各自治体の事業計画から岩手県が集計
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

重点対策加速化事業：先行自治体の事例

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

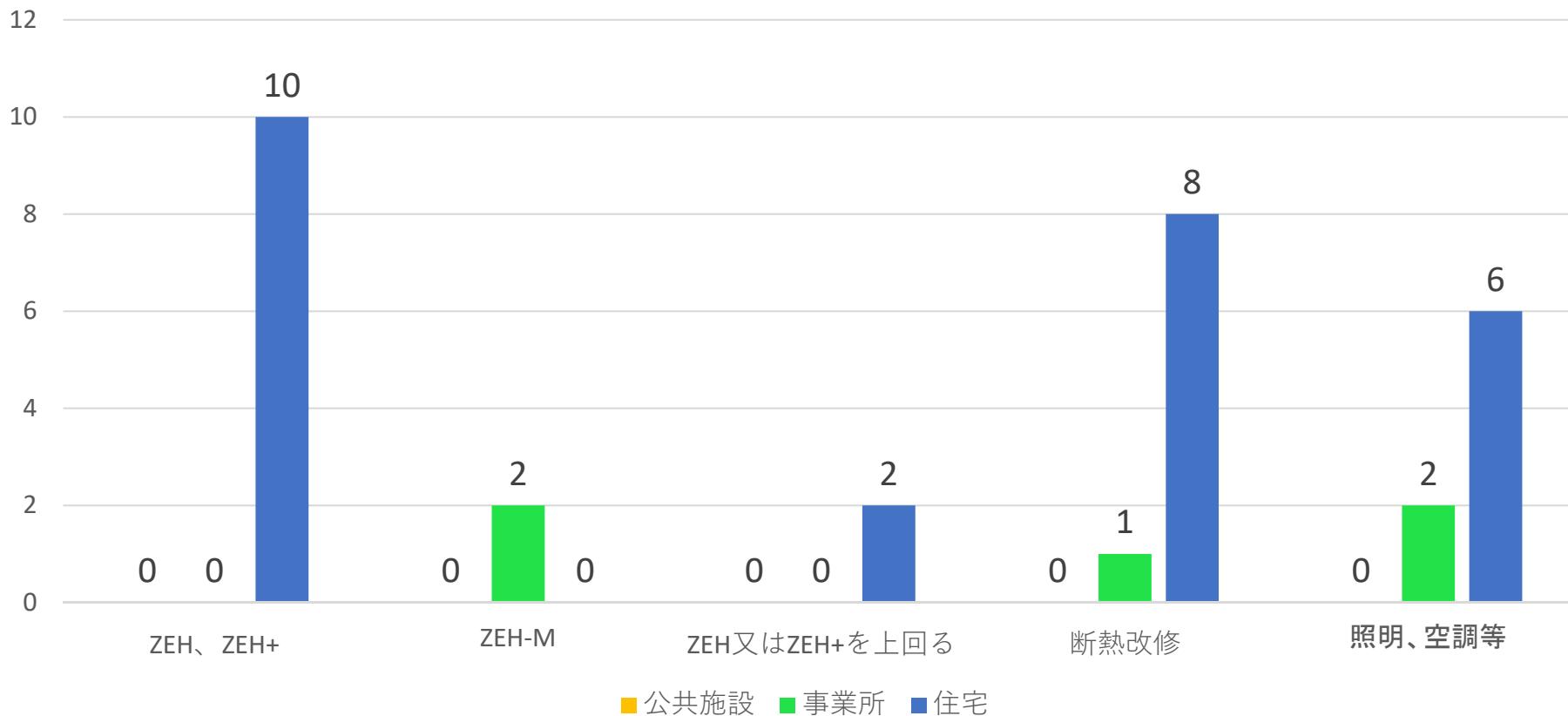


- 公共施設のLED化、省エネ設備導入は約半数（14/29）の自治体を実施

出典：環境省WEBサイトに掲載されている各自治体の事業計画から岩手県が集計
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

重点対策加速化事業：先行自治体の事例

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

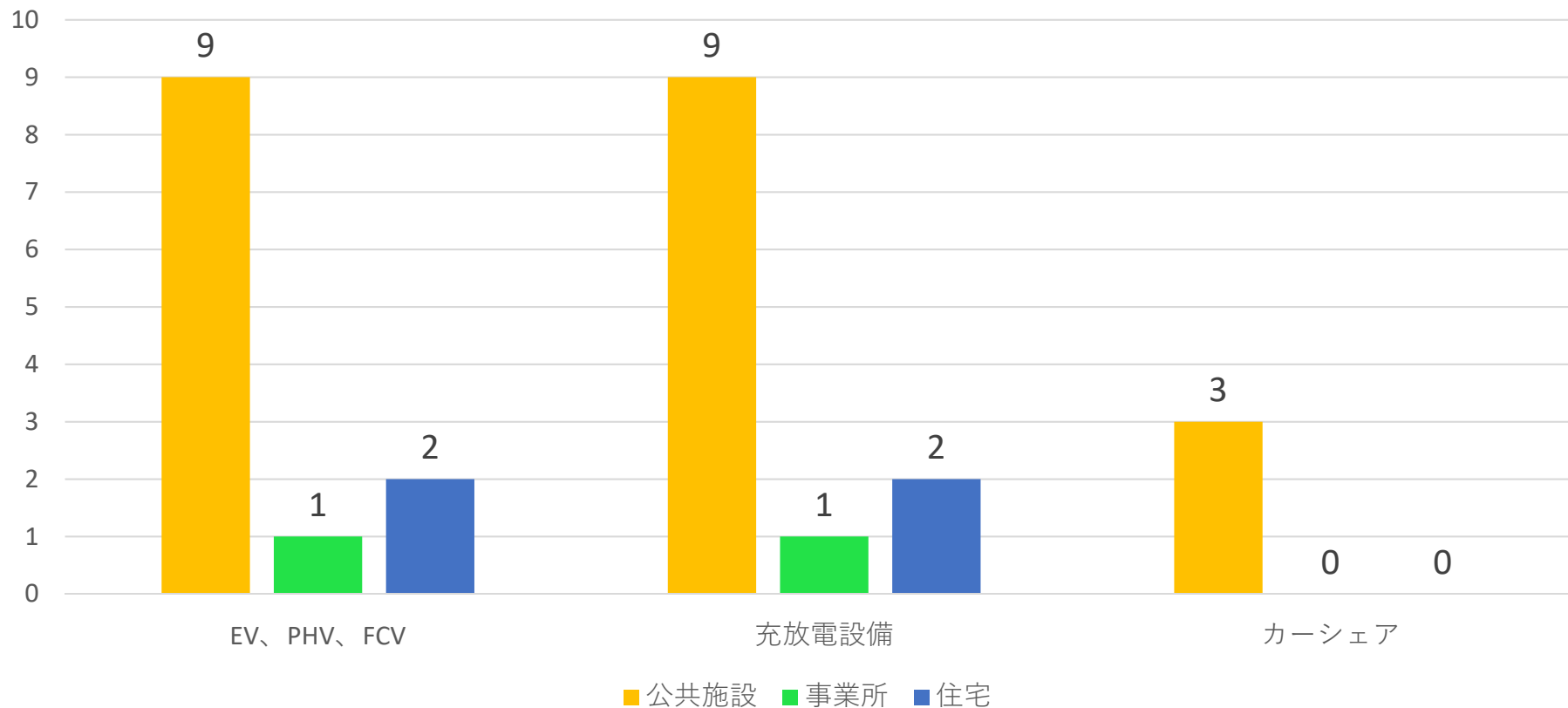


- 新築だけでなく、断熱改修や照明・空調の更新への補助を行う自治体もある

出典：環境省WEBサイトに掲載されている各自治体の事業計画から岩手県が集計
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

重点対策加速化事業：先行自治体の事例

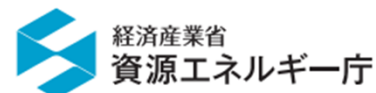
⑤ゼロカーボン・ドライブ



- EV、PHVは想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備に接続することが交付要件（再エネ電力の購入でも可）

出典：環境省WEBサイトに掲載されている各自治体の事業計画から岩手県が集計
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰



再生可能エネルギーが地域の未来をつくる！

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰 (地域共生再エネ顕彰)

令和4年10月31日(月)公募開始

地域住民の
理解促進!



再エネ事業に
取り組む企業の
知名度や信用力が
アップ!

取材が増加、
発信力がアップ!

地域共生再エネ顕彰とは

地域における再生可能エネルギーは、CO₂の低減による環境面での効果に加えて、地域の活性化やレジリエンス強化への貢献が期待できるものであり、再生可能エネルギーの地域での導入に関心を有する地方公共団体も増えてきています。また、実際に、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する形で、再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者も出てきているところです。

こうした背景から、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的として、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」を実施いたします。

令和5年度は9月に公募開始予定

市町村の皆様からいただいた主なご意見・県の考え方

⑤ 国や県との連携を強化したい。

- ➔ 県による計画策定の支援メニューを活用して国の交付金を獲得することが有効であるほか、逆に、県による認定事業所（通称の付与を検討中）を市町村が支援することなども考えられますが、その他にも具体的な提案があればお寄せください。

⑥ 促進区域の設定に当たって住民の合意形成が困難である。

- ➔ 促進区域については、最初から完成形を目指すのではなく、合意が得られた部分から徐々に拡大していくなど、さまざまな設定プロセスが想定されるものです。 ※P4参照

⑦ 促進区域外への立地を抑制したい。

- ➔ 再エネ発電設備に係る固定資産税の特例措置については、各市町村の条例で特例割合を一定の範囲で任意に設定することが可能であり、促進区域の内外で特例割合に差を設けて、促進区域外への立地を抑制することが考えられます。 ※P6参照

⑧ 地域裨益型の発電事業者を優遇したい。

- ➔ 今後の企業誘致等の観点からも再エネの地産地消は極めて重要であり、⑦の特例措置について、一定の事業者要件を設けて特例割合に差を設けることも考えられます。（区域要件＋事業者要件による政策誘導）

固定資産税に関する特例

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要 【適用期限：令和5年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	FIT・FIP認定外 (自家消費型補助金※2の交付を受け取得した設備)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2～5/6)	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4 (7/12～11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)	
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3 (1/2～5/6)	
	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

※2 環境省予算「再生可能エネルギー事業者支援事業費」（令和2年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の第6号事業、令和3年度以降はソーラーカーポートの導入を行う事業）が該当。